様式第九号の二（第十条の六関係）　　令和　８年　９月１４日　　８環資産第３６４号

許可番号　第１３－２０－０１６１０３号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　所　　東京都武蔵村山市中央二丁目１８番地の３

氏　名　　比留間運送株式会社
代表取締役　比留間　宏明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　第１４条第６項　　の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事　**小池百合子**

許可の年月日　　令和　３年１２月２０日

許可の有効年月日　　令和１０年１２月１９日

１　事業の範囲

（１）業の区分：処分（中間処理）

（２）処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

破　　砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）　（以上８種類）

溶　　融：廃プラスチック類　（以上１種類）

圧　　縮：金属くず　（以上１種類）

圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず　（以上３種類）

発　　酵：汚泥、動植物性残さ　（以上２種類）

造粒固化：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類　（以上２種類）

２　事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目２５番地の５

３　許可の条件

（１）作業時間は原則として、８時から２０時までとする。

（２）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

（３）中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

４　許可の更新・変更の状況

平成　３年　12月　20日　新規許可
令和　３年　12月　20日　更新許可　第６回
令和　７年　11月　28日　変更届　　破砕機の入替え
令和　８年　５月　８日　変更届　　焼却施設の廃止

５　規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

（裏面あり）

産廃エキスパート

都認定番号：7－25－C0068

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。

東京都

ネット公開用
比留間運送株式会社

令和　８年　９月１４日　　８環資産第３６４号
許可番号　第１３－２０－０１６１０３号

（裏面）

２　事業の用に供する施設

施設所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目２５番地の５

施設種類	産業廃棄物の種類（限定内容）	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破砕	廃プラスチック類	6.3 t/日	――	平成3年11月14日	産施第10031号	（設置）平成13年2月1日 （変更許可）令和2年8月27日
破砕	廃プラスチック類	48.0 t/日	――	平成3年11月14日		
	繊維くず	32.1 t/日				
破砕	廃プラスチック類	44.7 t/日	――	令和3年1月29日		
	繊維くず	32.3 t/日				
破砕	木くず	17.1 t/日	――	平成10年6月30日		
破砕	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	480.0 t/日	480.0 t/日	平成19年11月14日		
	がれき類	480.0 t/日				
破砕	廃プラスチック類	45.6 t/日	53.5 t/日	平成19年11月14日		
	紙くず	52.8 t/日				
	木くず	125.4 t/日				
	繊維くず	39.6 t/日				
	ゴムくず	25.4 t/日				
	金属くず	81.6 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	198.0 t/日				
	がれき類	198.0 t/日				
破砕	木くず	186.4 t/日	――	令和7年11月21日	産施第10044号	平成28年7月29日
破砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光ランプ）（水銀使用製品産業廃棄物）	――	2.8 t/日	平成23年12月1日	――	――
溶融	廃プラスチック類	2.4 t/日	――	平成19年11月14日	――	――
圧縮	金属くず	4.3 t/日	――	平成19年11月14日	――	――
圧縮	金属くず	10.2 t/日	――	平成29年2月14日	――	――
圧縮・梱包	廃プラスチック類	180.0 t/日	――	平成15年8月19日	――	――
	紙くず	166.8 t/日				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	24.3 t/日	――	平成21年9月14日	――	――
	繊維くず	17.2 t/日				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	64.5 t/日	――	令和6年2月26日	――	――
	紙くず	62.5 t/日				
発酵（堆肥化）	汚泥（有機性のものに限る。）	――	3.5 t/日	平成19年11月14日	――	――
	動植物性残さ	――				
造粒固化	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード・軽量気泡コンクリートの破砕処理後のものに限る。）	――	6.1 t/日	平成30年8月31日	――	――
	がれき類（破砕処理後のものに限る。）	――				

（以下余白）

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。